

7松（指監）第322号
令和6年9月18日

指定障害児通所支援事業所設置法人 代表者 様

松山市長 野志 克仁
(指導監査課扱い)

障害児通所支援に係る自己評価結果の公表及び松山市への報告について（依頼）

日頃から、松山市の障がい福祉施策の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害児通所支援サービスでは、自己評価結果及び改善の内容を年1回以上公表することが義務付けられています。

また、平成30年度報酬改定（平成31年4月1日から適用）で「自己評価結果未公表減算」が新設され、自己評価結果の公表を指定権者に報告していない場合には、当該月から解消される月までの間、所定単位数の15%を減算することとされています。

令和6年度報酬改定（令和7年4月1日から適用）で、新たに保育所等訪問支援も同様の対応となりました。

つきましては、自己評価結果等の公表及び松山市への報告について、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

2 報告方法

下記ホームページの様式をご利用の上、回答フォームから報告してください。

【様式】 [自己評価結果公表について 松山市公式ホームページ PC サイト](#)

【回答】 <https://logoform.jp/f/Nv4lp>

3 自己評価結果公表の報告方法

（１）職員による自己評価

事業所の各職員が、事業者用の評価表を記載する。職員からの回答及び工夫した点や課題を取りまとめる。

（２）保護者等による評価

保護者等に保護者用の評価表を配布してアンケート調査を行う。保育所等訪問支援は訪問先施設に訪問先施設用の評価表を配布してアンケート調査を行う。保護者等及び訪問先施設からの回答及び意見を取りまとめる。

（３）事業所全体による自己評価

（１）（２）を集計し、結果を踏まえて職員全体で討議し、項目ごとに評価を行う。特に「課題や改善すべき点」は職員間で認識を共有し、改善内容・改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。討議の際には、保護者等の意見との認識のずれを客観的に分析する。

（４）自己評価結果の公表

（３）を踏まえ、事業所の自己評価の分析結果をまとめ、ホームページ等で公表する。

（５）支援の改善

課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、公表した改善の対応・改善目標に沿った取り組みを行う。

4 報告期限

令和8年2月27日（金）

※上記提出期限は、令和7年3月末までに指定を受けた事業所が対象です。

※令和7年4月1日以降に指定を受けた事業所は、**指定年月日又は前回の自己評価結果公表の報告日から1年以内**に必ず報告してください。

5 留意事項

- (1) 一体的に運営している多機能型事業所においては、自己評価結果の公表について、多機能型事業所全体で公表して差し支えありません。
- (2) 公表した自己評価結果については、エクセルファイルやPDFファイル等、報告時のファイル形式は問いません。
- (3) 松山市ホームページに掲載している様式の代わりに「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」に基づく様式を使用することや、貴設置事業所に関わりのない事項は削除いただいて構いませんが、公表すべき以下の事項は必須です。

- ① 利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた**支援を提供するための体制**の整備の状況
- ② **従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組**の状況
- ③ 事業の用に供する**設備及び備品等**の状況
- ④ **関係機関及び地域との連携、交流等の取組**の状況
- ⑤ 利用する障がい児及びその保護者に対する**必要な情報の提供、助言その他の援助**の実施状況
- ⑥ **緊急時等における対応方法及び非常災害対策**
- ⑦ **業務の改善を図るための措置**の実施状況

【問い合わせ先】

松山市 福祉推進部 指導監査課

障がい事業者指定・指導担当

電話 089-948-6079